※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
n_n　　食品安全監視センター通信　　n_n
.″ノ⌒＞　　.″ノ⌒＞
@v ヽ (　　ぷ　ち　リ　ス　　@v ヽ (
(⌒)_ノ　　^^^^^^^^^^^^^^^^　　(⌒)_ノ
~―　　H28.8.26.　　vol.105　　~―
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

こんにちは

こちらは、滋賀県食品安全監視センターです

∽∽∽

・配合飼料（動物のごはんのことです）など食品でないもの
※飼料については、別の法律により表示しなければならない事項が定められています。

４．滋賀県内の相談窓口はどこになるの？

（１）食品全般

・名称、遺伝子組換え
→各保健所　生活衛生係（健康衛生係）
草津保健所（077－562－3549）
甲賀保健所（0748－63－6149）
東近江保健所（0748－22－1266）
彦根保健所（0749－21－0284）
長浜保健所（0749－65－6664）
高島保健所（0740－22－3552）
食品安全監視センター（077－531－0248）
食のブランド推進課（食品表示 110 番）※酒類を除く（077－528－4981）

・アレルゲン、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所など
→各保健所生活衛生係（健康衛生係）
食品安全監視センター

・栄養成分
→各保健所　健康推進係（健康衛生係）
食品安全監視センター

・原材料名、内容量、食品関連事業者、原料原産地
→食のブランド推進課（食品表示 110 番）※酒類を除く

（２）保健機能食品・健康食品

・保健機能食品について、健康食品の表示について、健康食品の広告について
→各保健所健康推進係（健康衛生係）
滋賀県生活衛生課　食の安全推進室（077－528－3643）
食品安全監視センター

（３）栄養・食生活

・健康づくりのための食生活について、外食の栄養成分表示について
→各保健所健康推進係（健康衛生係）
滋賀県健康医療課（077－528－3615）

参考：食に関する相談窓口一覧
↓　↓　↓
http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/shoku/08seikatu/madoguti.html

５．相談窓口はなぜ分かれているの？

旧来、食品表示について、ルールを定めている法律には、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）および健康増進法の３法がありました

この目的の異なる３つの法律にそれぞれルールが定められていたために、制度が複雑で、わかりにくいものとなっていました

新しい食品表示制度では、食品表示法の施行により、この３つの食品表示に係る基準が１つに統合されています

表示について最終的な判断を下す部署が旧３法に基づいているため、相談窓口が分かれています

≫≫≫

くわしくは、（一財）食品産業センターのホームページをご覧ください
↓　↓　↓
http://www.shokusan.or.jp/index.php?mo=topics&ac=TopicsDetail&topics_id=802

≫≫≫